

Q & A

- Q 1 優良認定業者とは何ですか？
- Q 2 長崎県は優良認定業者を増やそうとしているようですが、その理由は何ですか？
- Q 3 要綱の改正によって、特例による県外産廃の受け入れがしやすくなると思いますが、不適正な処理が行われたり、不法投棄に繋がるリスクは無いのですか？
- Q 4 今回の改正は、優良認定業者でかつ、受け入れた産廃の全量がリサイクルされる必要があるとしていますが、限定した理由は何ですか？
- Q 5 必要な条件のハードルが高すぎて、現実的ではないのではないのですか？
- Q 6 優良認定業者へのメリットは、今後も増えていくのですか？
- Q 7 届出は、県内業者で最初に中間処理をする業者が出すことになっています。事前協議は原則排出事業者が提出しますが、届出を処理業者が行うことは排出事業者責任に照らして問題ありませんか？
- Q 8 特例制度においては収集運搬業者も優良認定業者であることが必要ですか？また二次処理や三次処理など、中間処理を繰り返す必要がある場合、全部の業者が優良認定を受けていないといけませんか？
- Q 9 当初はリサイクルできるはずでしたが、やむを得ない事情で一部埋め立てに回さざるを得なくなりました。どうしたらよいですか？
- Q 10 県外産廃廃棄物優良再生処理届は、毎年度届出を行わないといけませんか？
- Q 11 結果の報告は必要ですか？
- Q 12 特例制度による県外産廃の搬入は、焼却による減量でも制度の対象となりますか？また焼却にあっては熱回収を行わなければならないなどの条件がありますか？
- Q 13 二次処理以降の処分による残さであっても、埋め立てによる処分は特例制度の対象にはならないということですか？

Q 1 優良認定業者とは何ですか？

A 1 平成 22 年度の廃棄物処理法改正で創設された「優良産廃処理業者認定制度」に基づいて、優良とされる産業廃棄物処理業者のこと。

許可更新時等に、都道府県や政令市が通常の基準よりも厳しい基準で審査を行い、それをクリアした処理業者が認定されます。

優良認定業者になれば、通常の許可の有効期限が 5 年から 7 年になるなどのメリットがあります。

Q 2 長崎県は優良認定業者を増やそうとしているようですが、その理由は何ですか？

A 2 産業廃棄物を排出する事業者のコンプライアンス（法令順守）意識の高まりにより、安心して産廃処理を委託できる業者をお願いしたい、というニーズが昨今大きくなっています。優良認定業者がこのニーズに応え、しっかり機能するようになれば、適正処理の観点からも望ましいものであることから、県としては優良認定業者を増やすことが必要と考えています。

しかしながらまだ県内の優良認定業者は少なく、ニーズに十分応えきれていない現状ですので、優良認定業者を増やして行きたいと考えています。

Q 3 要綱の改正によって、特例による県外産廃の受け入れがしやすくなると思いますが、不適正な処理が行われたり、不法投棄に繋がるリスクは無いのですか？

A 3 リスクの存在を十分に理解した上で、極力（リスクを）押さえられるよう、今回の要綱改正では、県内で最初に中間処理を行う者に優良認定業者であることを求め、必要な届出もこの優良認定業者が責任を持って行うよう定めています。

Q 4 今回の改正は、優良認定業者でかつ、受け入れた産廃の全量が減量またはリサイクルされることが必要としていますが、限定した理由は何ですか？

A 4 優良認定業者であることについては（Q2 にもありますように、）排出事業者のニーズに応え、もって適正処理が確保されるよう、優良認定業者数を増やしていきたいというねらいがあります。

一方で全量のリサイクル等については、県内の最終処分場の残余容量に影響を与えないこと、またリサイクルされた製品が市場や生産工程に再投入されることによって、域内経済の活性化が図られることをねらいとしたものです。

Q 5 必要な条件のハードルが高すぎて、現実的ではないのではないですか？

A 5 排出事業者のニーズにしっかりと応える、リサイクルにしっかりと取り組むといった事が、今後ますます産廃処理業者には求められます。こうしたことに真正

面から取り組む業者がきちんと残っていく業界であって欲しいと考えます。

こうした点から、長い目で業界の育成、新陳代謝を促せるよう、高いハードルを設定しています。

Q 6 優良認定業者へのメリットは、今後も増えていくのですか？

A 6 今回は県外産廃の搬入についての規制緩和を行いました。社会的状況をみながら対応する予定です。

Q 7 届出は、県内業者で最初に中間処理をする業者が出すことになっています。事前協議は原則排出事業者が提出しますが、届出を処理業者が行うことは排出事業者責任に照らして問題ありませんか？

A 7 今回届出者を中間処理業者としたのは、全量の減量・リサイクルを課しているため、県外産廃の処理工程全体を把握してもらう必要があるためです。

二次処理、三次処理と段階を経る場合、他県の排出事業者が全体を管理することは困難な面もあり、中間処理業者に全体を把握させた方が確実と思われるからです。

なお、この届出によって排出事業者の責任が軽くなったりするものではありません。排出事業者責任は廃棄物処理法の原則として全ての事業者が負っているものです。

Q 8 特例制度においては収集運搬業者も優良認定業者であることが必要ですか？また二次処理や三次処理など、中間処理を繰り返す必要がある場合、全部の業者が優良認定を受けていないといけませんか？

A 8 収集運搬業者については優良認定業者である必要はありません。なお、二次処理など、複数の中間処理業者が関わる場合も、県内で最初に中間処分を行う業者（＝届出を行う業者）のみが優良認定業者であれば結構です。

Q 9 当初はリサイクルできるはずでしたが、やむを得ない事情で一部埋め立てに回さざるを得なくなりました。どうしたらよいですか？

A 9 全量のリサイクルが出来ないと判明した時点で速やかに長崎県へ報告してください。

原則この場合、以降の搬入は中止していただきます。また既に搬入した分については協議（事前協議と同じ手続になります。）を行っていただくこととなりますが、まずは県担当課へ報告し、指示に従ってください。

Q10 県外産業廃棄物優良再生処理届は、毎年度届出を行わないといけませんか？

A10 処理の業者や処理方法など、全体のスキームに変更が無い場合は一度提出した

届出で来年度以降も継続して搬入可能です。

スキームにおいて変更があった場合でも、受け入れた県外産廃の全量の減量またはリサイクルが依然可能であれば、県外産業廃棄物優良再生処理届を出し直ししてください。

リサイクルが出来ないほどの変更であれば速やかに県廃棄物対策課へ報告し、協議する必要があります（Q10 参照）。

Q11 結果の報告は必要ですか？

A11 結果は必ず毎年報告する必要があります。この場合、前年4月から3月までの処分の状況を、様式第10号の2「県外産業廃棄物優良再生結果報告書」により、毎年6月末までに報告してください。

Q12 特例制度による県外産廃の搬入は、焼却による減量でも制度の対象となりますか？また焼却にあっては熱回収を行わなければならないなどの条件がありますか？

A12 焼却による減量でも構いません。ただし、焼却によって生じた灰についても、確実にリサイクルしていただく必要があります。灰を埋め立てる場合は特例の要件に該当しません。

また、熱回収を行う必要はありませんが、極力有効活用していただきたいことは言うまでもありません。

Q13 二次処理以降の処分による残さであっても、埋め立てによる処分は特例制度の対象にはならないということですか？

A13 二次処理以降の残さでも、最終的に全量が減量またはリサイクルされる必要があります。